



**小谷野公認会計士事務所**  
 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
 代々木1丁目ビル 14階  
 TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》

## 公益法人制度改革

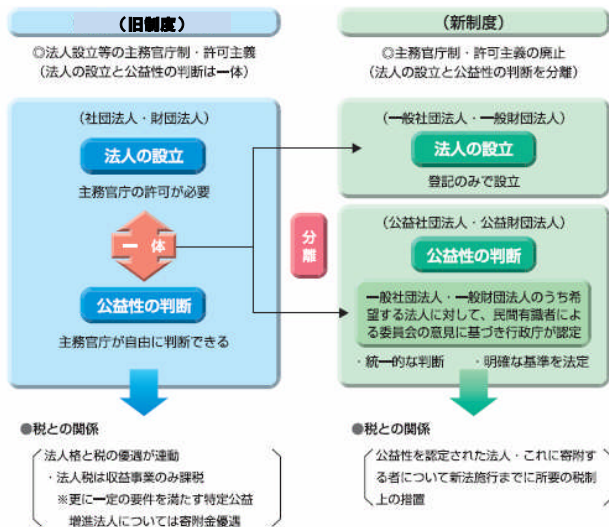
民間の公益活動の健全な発展を促進するための公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行され、約1年が経過しようとしています。公益法人に関して、明治29年(1896年)に民法で定められて以降、平成12年(2000年)に入るまで抜本的な見直しは行われてきませんでした。

本稿では、改めて制度の改革の概要を振り返りたいと思います。

### ■法人の設立と公益性の判断の分離

従来の公益法人は、公益性の判断基準が不明確であったり、営利法人に似た法人や、共益的な法人が主務官庁の許可によって設立されたり、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等となっているといった指摘や批判がありました。

このような指摘や批判の背景として、『法人の設立』と『公益性の判断』が同じ主務官庁にて行われていたということがあります。

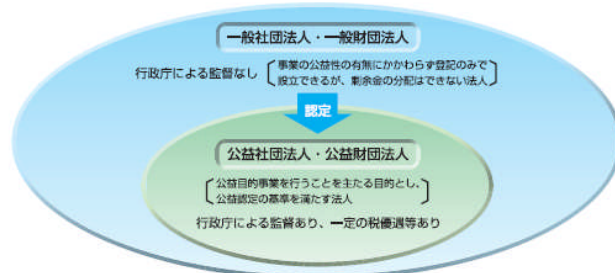


(行政改革推進本部事務局のパンフレットより)  
 公益法人制度改革において、『法人の設立』に関しては登記のみで可能になり(一般社団法人・一般財団法人)、『公共性の判断』に関しては、民間有識者からの意見に基づき総理大臣又は都道府県知事が各法人の公益性の認定を行うようになりました(公益社団法人・公益財団法人)。

「法人の設立・公益性の判断・税制優遇」が一つの主務官庁の下にワンセットにされていたものが、『法人の設立』と『公益性の判断』と「税制優遇」に分けられました。

一般法人と公益法人の関係は、下図のようになります。

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？



(行政改革推進本部事務局のパンフレットより)

なお、現存の公益法人は「特例民法法人」と呼ばれ、5年間の間に公益法人を申請するか、一般法人への移行するかを選択しなければなりません。

### ■適用される会計基準

#### (1) 公益社団法人・公益財団法人・特例民法法人

平成20年公益法人会計基準(平成20年12月1日以後開始する事業年度から適用するものとされています。ただし、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の財務諸表は、平成16年基準を適用して作成することも可能です。)

作成すべき財務諸表は、BSとPL(正味財産増減計算書)とCF計算書・附属明細書です。CF計算書は会計監査人を設置する法人以外の法人は作成しないこともできます。

#### (2) 一般社団法人・一般財団法人

義務付けられている会計基準はありません。しかし、BSとPLの作成は求められていますので、これまでの現金収支ベースでの計算書では認められません。

一般社団・財団で公益事業を行っている場合には公益法人会計基準に準拠することが望ましいと思われれますが、営利活動を行っている場合は企業会計基準への準拠でも問題ないと思われれます。

**New! 三訂版 PB・FPのための  
 上場会社オーナーの資産管理実務**



小谷野幹雄 監修  
 小谷野公認会計士事務所 編著  
 A5 624頁(2009.11)定価 4620円(税込)

- 第5章 公益財団法人を利用した事業承継対策**
- 5-1 公益財団法人への寄附等の課税関係
  - 5-2 一般財団法人の設立
  - 5-3 公益財団法人の認定
  - 5-4 既存の公益法人の移行
  - 5-5 公益財団法人の運営管理
  - 5-6 公益法人等の税制の概要
  - 5-7 公益法人の会計の概要